# ひとり暮らし高齢者愛の一声訪問運動

# 愛の訪問協力員設置要綱

(目的)

第1条 ひとり暮らし高齢者に対し、地域住民による日常的な安否確認(見守り)・友愛訪問 (声かけ)を行うことにより、緊急時における支援体制の構築を図ることを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、鳥取市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)とする。

#### (活動主体)

第3条 この事業の活動主体は、地区社会福祉協議会等(以下「地区社協」という。)とする。

### (支援対象)

第4条 市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、安否確認・友愛訪問を必要とする者とする。

## (活動内容)

- 第5条 愛の訪問協力員が行う活動は、下記のとおりとする。
  - (1) 安否確認及び友愛訪問とする。
  - (2) 民生委員・児童委員と連携を図り、適宜活動状況を報告する。
  - (3) その他、目的達成のために必要とするもの。

#### (選出)

- 第6条 民生委員・児童委員は、地域住民からこの事業に賛同する者を選出し、地区社協 会長へ報告する。
- 2 地区社協会長は、選出された者を市社協会長へ推薦する。

#### (委嘱)

第7条 市社協会長は、地区社協会長から推薦された者を、愛の訪問協力員に委嘱する。

## (任期)

- 第8条 愛の訪問協力員の任期は、原則3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 2 愛の訪問協力員に欠員が生じた場合は、第6条の規定に基づき補充することができる。 ただし、任期は前任者の残任期間とする。

#### (助成)

第9条 市社協は、愛の訪問協力員の活動に対し、予算の範囲内においてその経費の一部 を地区社協へ助成する。

# (助成金返還)

第10条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、 市社協会長の定めるところにより、返還するものとする。

### (責務)

第11条 活動中知り得た個人情報は、この事業の目的以外に利用してはならない。

# (その他)

第12条 活動中の事故に備えて「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」に加入する。

# 附則

- この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。